

都道府県単位の 地域医療構想調整会議について

1. 地域医療構想調整会議の体制の充実・強化に関する論点

第13回地域医療構想 に関するWG	資料
平成30年5月16日	2

- 地域医療構想調整会議の参加者は様々な主体から構成されており、議長は郡市医師会が担っている区域が71%と最も多くを占め、事務局は都道府県（本庁）以外の保健所などが担っている区域が74%と最も多くを占めている。このため、都道府県が、地域医療構想の達成に向けて医療機関等の関係者と連携しながら円滑に取り組むためには、参加者や議長や事務局との間で、地域医療構想の進め方について、正しく認識を共有する機会を定期的に設ける必要がある。
- 一部の都道府県では、構想区域ごとの地域医療構想調整会議に加えて、都道府県単位の地域医療構想調整会議を設置するとともに、事務局が医療関係者と十分に意見交換を行った上で、データ整理を行い、地域の実情にあった論点提示を行うことで、地域医療構想調整会議の活性化につながっている。このような取組が横展開するように、事務局機能を補完する仕組みを構築する必要がある。



- 地域医療構想調整会議の体制の充実・強化に向けて、
 - ① 都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置を推奨
 - ② 都道府県主催研修会の開催支援
 - ③ 地元に着した「地域医療構想アドバイザー」の育成について具体的に検討を進めてはどうか。

都道府県単位の地域医療構想調整会議に関する論点と具体策(案)

- 都道府県単位の地域医療構想調整会議は、大半の都道府県において設置されていない。現に設置されている20の都道府県では、参加者や協議事項に違いがある。都道府県によっては、新たに会議体を設置していたり、医療計画全体の議論を行う既存の会議体を活用していたりする。
- 今後、都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置を推奨するにあたり、地域医療構想調整会議の活性化につながるよう、先進的な都道府県の取組を参考に、その役割や協議事項や参加者等について以下のとおり整理してはどうか。

<都道府県単位の地域医療構想調整会議の具体的な役割等>

- (役割) ・地域医療構想の達成に向けて各構想区域における調整会議での議論が円滑に進むように支援する。
- (協議事項) ・各構想区域における調整会議の運用に関すること(調整会議の協議事項、年間スケジュールなど)
・各構想区域における調整会議の議論の進捗状況に関すること(具体的対応方針の合意状況、再編統合の議論の状況など)
・各構想区域における調整会議の抱える課題解決に関すること(参考事例の共有など)
・病床機能報告制度等から得られるデータ分析に関すること(定量的な基準など)
・広域での調整が必要な事項に関すること(高度急性期の提供体制など)
- (参加者) ・各構想区域の調整会議の議長
・診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者
- (その他) ・既存の会議体を活用し、効率的に運用すること

都道府県単位の調整会議の設置状況

(厚労省調査(2018年11月1日現在))

◆設置状況

- 既に設置済 28県
- 今年度中に設置予定 12県
- 来年度中に設置予定 1県
- 設置予定なし 0県
- 設置の可否を検討中 6県(当県含む)

◆会議体の性質

- 医療審議会と兼ねる 11県
- 地域医療対策協議会 3県
- その他 8県
- 新規の協議体として設置 17県

◆委員の構成

- (調整会議の議長の参加)
- 全て参加 18県
 - 一部参加 7県
 - 参加していない 9県

◆協議内容

- 調整会議の運営方針 34県
- 調整会議の進捗状況 36県
- データ分析 30県
- 広域での調整 24県

滋賀県における県単位の調整会議(案)

➤ 構成員

- 県医師会、郡市医師会(各圏域調整会議の座長)、病院(大学病院、公立・公的病院、私立病院)、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、保険者協議会、各保健所

➤ 会議の形態: 懇話会(代理出席が可能)

➤ 開催時期: 令和元年10月～11月頃(予定)

➤ 協議内容

- 県単位の調整会議の先進事例について
- 調整会議の運営方針について
- 調整会議の進捗状況について 等

滋賀県における県単位の調整会議(案)

▶ 構成員の内訳(案)

- 県医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、保険者協議会・・・代表者1名×5団体=5名 ①
- 郡市医師会、各保健所・・・圏域毎に1名×7圏域×2団体=14名 ②
- 病院・・・病院協会代表1名+大学病院1名+圏域毎に1名×7圏域=9名 ③

- ①+②+③=28名